平成２６年（フ）第１２９号
奈良県天理市荒蒔町261番地７
債務者　森田　麻美（旧姓寺田・岸本）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１４２号
奈良市南永井町387番地の26
債務者　坂井　武司
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１４号
広島市安佐南区沼田町大字伴8604番地２102
債務者　柳原　明男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４０号
広島市中区舟入南２丁目１番26―402号　ロイヤル舟入
債務者　徳田　和彦
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８９号
広島市佐伯区千同３丁目386番地
債務者　河田　大介
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
広島県尾道市福地町７番38―104号　レオパレス西
債務者　森田　勝利
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０７号
愛媛県伊予郡松前町大字浜229番地３
債務者　濵窪　英史
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２８号
愛媛県松山市平井町3645番地　与力団地１棟51号
債務者　西岡　弘子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
愛媛県松山市宮田町139番地６　宮田町寿マンション204号
債務者　古谷　明生
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８１号
福岡県久留米市通外町155番地
債務者　重松　治基
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第８２号
福岡県久留米市通外町155番地
債務者　重松　早苗
1　決定年月日時　平成26年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第９４号
福岡県久留米市草野町吉木1475番地１
債務者　國武　一雄
1　決定年月日時　平成26年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３号
大分県豊後大野市大野町酒井寺158番地
債務者　羽田野良幸
1　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第５号
茨城県取手市宮和田384番地５　第一コーポ増山203
債務者　西郡　　亮
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
茨城県取手市東２丁目６番55号
債務者　海老原洋子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
茨城県取手市戸頭７丁目７番13―102号、前住所茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2524番地の８
債務者　肥田　邦夫
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
茨城県取手市戸頭９丁目16番２号
債務者　菊池万記子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係